東海地域における農林水産物・食品の 輸出促進について (政策編②)



令和6年2月

東海農政局経営・事業支援部 輸出促進課

目次

4.輸出関係予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	⋯p.23~
5.輸出証明書発行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.32∼



4.輸出予算関係

令和5年度補正予算 令和6年度予算概算決定

2030年輸出5兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出促進

<対策のポイント>

人口減少に伴い国内市場が縮小する中で、輸出の促進は国内の生産基盤の維持に不可欠であり、輸出産地形成・供給体制の強化、戦略的な輸出の体制の整備・強化、知的財産の保護・活用の強化等のための取組を支援することにより、食料安定供給の確保につなげます。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大(2兆円「2025年まで]、5兆円「2030年まで])

く事業の全体像>

1 生産・流通の転換による輸出産地の形成

- 国内の生産基盤の強化や食料の安定供給体制の強化を図るため、みどりの食料システム戦略関連施策とも連携しながら、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた輸出産地の形成を強化・拡大
- GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)を活用した、産地・事業者への輸出 診断や商流構築など輸出熟度や規模に応じた伴走支援、輸出拡大に向けた人材 育成・確保等の取組を実施

等

2 海外における輸出支援体制の確立や戦略的サブライチェーンの構築

- 主要な輸出先国・地域において輸出支援ブラットフォームを設置・運営し、都道府県や品目団体等と連携しつつ、オールジャパンでのプロモーションの効果的な展開や伴走支援等、輸出事業者を包括的に支援
- 農林水産物・食品の輸出や海外での事業展開を後押しするため、現地の戦略的なサプライチェーンの構築に向けた実態把握など海外展開に役立つ調査の実施や日本の事業者への情報提供等により、海外展開を支援

等

3 生産者・事業者が輸出や海外展開に取り組む土台となる環境の整備

(1) マーケットインによる海外での販売力強化

- ・ 品目団体によるオールジャパンでの輸出力強化、JETROによる輸出事業者サポート、JFOODOによる現地消費者向け戦略的プロモーション、日本食・食文化の普及を担う人 材の育成等の取組を支援
- (2) 海外への流出防止、競争力強化に向けた知的財産の保護・活用
- 知財マネジメントの推進に向けた知財教育、専門人材の育成・確保を支援
- 植物新品種の保護・活用に向けた育成者権管理機関の取組を推進
- 海外における農業知財の侵害状況の把握、侵害対策、流出防止のための品種識別技術の高度化、GI等の登録による日本産品のブランド保護等を支援

(3) 政府一体となった輸出の障害の克服

規制の緩和・撤廃に向けた協議を加速化、輸出手続の円滑化・利便性を向上、生産段階での食品安全規制への対応を強化、輸出向け施設の整備を支援

等

2030年輸出5兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出促進のうち グローバル産地づくり推進事業

【令和6年度予算概算決定額 678 (925) 百万円】 (令和5年度補正予算額 7,403 百万円)

<対策のポイント>

国内の生産基盤の強化や食料の安定供給体制の強化を図るため、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた大規模輸出産地の形成等を支援するほか、GFPを活用した伴走支援、輸出人材の育成・確保等を支援します。また、品目等の課題に応じた取組支援を行います。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大(2兆円[2025年まで]、5兆円[2030年まで])

く事業の内容>

1. 大規模輸出産地モデル形成等支援 (新規)

輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、都道府県等が主導して、生産から流通・販売に至る関係者が一体となって輸出の推進体制を組織化する取組を支援します。また、当該推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応するための生産・流通体系への転換に取り組む際の追加的なコストに対して輸出が本格化するまでの間支援するなど、大規模輸出産地を形成するモデル的な取組等を複数年にわたり総合的に支援します。

2. GFPを活用した伴走支援、輸出人材の育成・確保等支援

輸出産地等の裾野を広げ海外市場に繋げるため、GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)を活用した産地・事業者への輸出診断や商流構築など輸出熟度や規模に応じた伴走支援等を実施するとともに、人材育成機関と連携した輸出についての知見や輸出マインドを有する人材の育成や、関係省庁と連携した人材マッチングによるニーズに合った輸出人材の確保等を実施します。

3. 品目等の課題に応じた取組支援

輸出リスクに対応した融資を円滑化するため、信用保証に係る保証料を支援します。また、輸出拡大に向け、日本発の水産エコラベルの普及やJAS等の国際標準化、加工食品に係る日本発の規格・認証を活用した輸出のための環境整備等を支援します。



く事業イメージ>

【大規模輸出産地モデル形成等支援】



【輸出産地等の裾野を広げるための伴走支援、輸出人材の育成・確保等支援】



[お問い合わせ先] 輸出・国際局輸出支援課(03-6744-2398)

大規模輸出産地モデル形成等支援事業

<対策のポイント>

輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、地域の関係者で組織する輸出推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた、生産から流通・販売まで一気通貫した輸出サプライチェーンを構築する輸出産地のモデル形成等を複数年にわたり総合的に支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大(2兆円[2025年まで]、5兆円[2030年まで])

く事業の内容>

1. 大規模輸出産地モデル形成等支援(新規)

①地域の関係者による輸出に取り組む推進体制の組織化

都道府県やJA系統等が主導して輸出の課題に取り組むため、生産から流通・ 販売に係る地域の関係者が参画する輸出推進体制の組織化や輸出支援プラット フォーム等との連携に係る取組を支援します。

②大規模輸出産地のモデル形成

①の推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した輸出向け生産への転換や、 混載を前提とした集荷から船積みまでの流通体系の構築等に取り組む際の追加的 なコストに対して輸出が本格化するまでの間支援するなど、生産から流通・販売まで 一気通貫した輸出サプライチェーンを構築する大規模輸出産地のモデル形成を支 援します。

- ※①及び②両方の取組を行うことが必要です。
- ※みどりの食料システム法に基づく特定区域における取組については、事業採択時に優遇します。

2. 輸出產地形成事業計画実行等支援

輸出産地形成を具体的に進めるための計画実行、生産・加工体制の構築、事業 効果の検証など、輸出産地形成を進める取組を支援します(これまでに採択された 取組の継続分に限る。)。

<事業の流れ>



く事業イメージ>

【大規模輸出産地モデル形成等支援】

地域関係者による推進体制の整備



輸出産地

一気通貫したサプライ チェーンを構築

輸出先国·地域

(生産面の転換)

- 大規模な有機農業への転換やコスト低減のための新品種導入
- 耕作放棄地を活用した輸出用生産の拡大等

(集荷・流通面の転換)

- ・鮮度保持を確保した産地直送型集荷方法の確立
- ・混載を前提とした集荷・流通体系の構築等

生産面や集荷・流通面の転換

[お問い合わせ先] 輸出・国際局輸出支援課(03-6744-7172)

GFPコミュニティ構築支援加速化対策

<対策のポイント>

特定の輸出先国・地域への依存から脱却し、輸出先の多角化を図るため、GFPコミュニティを活用した、新たなマーケット(インド、メキシコ、ブラジル等)を対 象とする輸出セミナーや新たに輸出にチャレンジする生産者・輸出商社の掘り起こし活動等を実施します。

<事業目標>

○ 農林水産物・食品の輸出額の拡大(2兆円「2025年まで]、5兆円「2030年まで])

く事業の内容>

輸出先の多角化を図るためのセミナーやコミュニティ機能の充実、伴走支援等の実

300百万円

農林水産物・食品を安定的に輸出し、国内の生産基盤を維持するため、特定の 輸出先国・地域への依存から脱却し、輸出先の多角化を図る必要があることから、 GFPコミュニティを活用した、

- ①新たなマーケット (インド、メキシコ、ブラジル等) を対象とする輸出セミナーの 開催
- ②GFP登録者間の生産者と輸出商社とのマッチング強化等のコミュニティ機能の 充実
- ③本省段階、地方段階における、輸出先の多角化等にチャレンジする生産者・ 輸出商社の掘り起こし活動や伴走支援

を実施します。

<事業の流れ>





民間団体等

く事業イメージン









①新たなマーケット向け輸出セミナーの開催

②コミュニティ機能の充実

③ 伴走支援等の実施

2030年輸出5兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出促進のうち 輸出環境整備推進事業

【令和6年度予算概算決定額 1,348(1,498)百万円】 (令和5年度補正予算額 960百万円)

<対策のポイント>

農林水産物・食品輸出本部の下で、輸出先国で講じられる規制等の調査・分析、施設認定・証明書発給等の輸出手続の円滑化、 輸出先国が求める食品安全規制等に対する対応の強化など、輸出事業者が輸出に取り組むための環境整備を実施します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大(2兆円[2025年まで]、5兆円[2030年まで])

〈事業の内容〉

1. 規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化 290 (291) 百万円 政府間交渉に必要となる科学的データの収集・分析、輸出障壁解消のための 諸外国の規則に関する調査・分析や影響評価を実施します。

2. 輸出手続の円滑化、利便性の向上

162 (162) 百万円

証明書発行や施設の認定を行う都道府県、登録認定機関等における研修等に よる実務担当者の能力向上、人員の増強や検査機器の導入等を支援します。

3. 生産段階での食品安全規制等への対応強化 896(1,044) 百万円

- ① 事業者による輸出先国の規制等へ取り組む対応として
 - ア 畜水産物モニタリング検査
 - イ 国際的認証の取得、施設認定、輸出先国検査官の招へい、新たな規制等 に対応するための検査、HACCPや規制への対応に係る研修等の開催 等を支援します。
- ② 国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及を行います。
- ③ HACCP認定施設の認定・監視等を行います。
- 生産海域の指定等に向けた基礎データの収集等を行います。
- 輸出先での残留農薬等の基準値設定申請に係るデータ収集等を行います。
- 農林水産物・食品製造等施設の登録規制への対応を行います。

<事業の流れ>

委託、補助 (定額、1/2以内)



民間団体等



民間団体等

(1,3の事業)

民間団体等

(2の事業)

く事業イメージン

【1.協議の加速化】









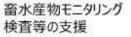
科学的データの収集・ 分析や規則の調査

研修等による実務担当者 の能力向上の支援

証明書発行業務の 人員増強の支援

【3. 生産段階での食品安全規制等への対応強化】







国際的認証や施設認定 の取得等の支援



HACCP認定施設の 認定·監視等

「お問い合わせ先」輸出・国際局規制対策グループ(03-6744-1778)

2030年輸出5兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出促進のうち

食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業

【令和6年度予算概算決定額 152(152)百万円】 (令和5年度補正予算額 5,500百万円)

<対策のポイント>

食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件(食品衛生、ハラール・コーシャ等)に対応した施設の新設及び改修、機器の整備を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大(2兆円[2025年まで]、5兆円[2030年まで])

〈事業の内容〉

- 1. 加工食品等の輸出拡大に向け、輸出先国等の求める基準・条件等の規制に 対応するため、製造・加工、流通等の施設の新設(掛かり増し経費)及び改修、 機器の整備に係る経費を支援します。
- ① 輸出先国等の政府機関が定める、HACCP等の要件に適合する施設の認定 取得に必要な施設・設備
- ② ISO、FSSC、JFS-C、有機JAS等の認証取得に必要な施設・設備
- ③ 検疫や添加物等の規制に対応した製品の製造に必要な施設・設備
- 2. 施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要なコンサルティング 費用等の経費(効果促進事業)を支援します。

<事業の流れ>

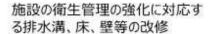


食品製造事業者 食品流通事業者 中間加工事業者等 (地方公共団体、都道府県知 事が適当と認める者を含む)

1年目には施設や機器の実施設計(効果促進事業を含む)のみを行い、2年目にこれらの整備を行う方法も選択できるように運用を改善します。また、みどりの食料システム法に基づく認定を受けた取組等については、事業採択時に優遇します。

く事業イメージ>







空気を経由した汚染を防止する 設備(パーティション)の導入



厳密な温度管理に対応する急速 冷凍庫等の導入



製造ラインにおいて添加物混入を回避する輸出専用ミキサーの導入

加工食品クラスター輸出緊急対策事業

【令和5年度補正予算額 400百万円】

(例)

海外向けラベル機 輸出用包装機

長期輸送のための冷凍機

<対策のポイント>

加工食品は、農林水産物・食品の輸出額の約4割を占めるとともに、地域には魅力ある商品が多く存在し、輸出の伸びが期待できる分野です。しかし、中小 企業が中心の食品製造事業者単独では、海外でのマーケティング、展示会等におけるプロモーション、ブランドの確立、物流コスト削減等の取組を行うことが困難 です。このため、食品製造事業者等が連携して海外市場を開拓する取組を支援します。

〈事業目標〉

農林水産物・食品の輸出額の拡大(2兆円「2025年まで]、5兆円「2030年まで])

く事業の内容>

1. 加工食品のPR、テストマーケティング、輸出人材の育成等

加工食品の輸出について、複数の食品製造事業者等が参画した商流拡大に向け たプロモーションやテストマーケティング、輸出人材の育成等を支援します。

2. 輸出先国の規制等に対応した商品開発に必要な機械の導入等

輸出先国・地域の規制・条件等に対応した商品の開発・製造のために必要な機械 導入等に係る費用を支援します。

3. 加工食品クラスター組成・育成・横展開

1、2による取り組みの管理や遂行のサポート、他地域への横展開などの取組を支 援します。

輸出拡大に向けた連携体制の構築 加工食品クラスター 地方農政局 食品メーカー 食品メーカー 連携 地方自治体 地域商社 金融機関・コンサル 食品メーカー その他 支援機関 優先採択 (例) 調査結果。 地域商社等が核と なった複数事業者 の取組 ·「健康·美容系食 品」等の新たなニー 海外ニーズ調査・勉強会 展示会・商談会への参加 テストマーケティング ズに対応した取組

く事業イメージ>

<事業の流れ>



民間団体等

(民間事業者、一般社団法 人等含む)



食品製造事業者等

[お問い合わせ先] 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課(03-6744-2068)

輸出向けの商品開発

輸出向けの機械導入

2. 規制等に対応するための機械の導入等

野菜種子安定供給対策事業

【令和6年度予算概算決定額 30(-)百万円】 (令和5年度補正予算額 236百万円)

<対策のポイント>

野菜種子は、安定供給のため、日本の種苗会社が世界各地に分散して生産し供給しています。近年の食料生産との競合や気候変動、国内採種農家の高齢化等に対応し、より盤石な供給体制を築くため、国内外の新たな採種地調査、国内の効率的な種子生産・保管技術等の開発・実証を支援します。

<事業目標>

野菜種子の安定供給の確保

く事業の内容>

1. 海外採種地調査等事業

海外における採種地が、食料生産との競合や気候変動により、確保が難しくなる中、**将来にわたる野菜種子の安定供給**を目的として行う、海外における新たな採 種地の確保に向けた現地調査、栽培適正試験等に必要な経費を支援します。

2. 国内採種技術等開発·実証

採種農家の高齢化、人手不足に加え、採種には交雑防止可能な環境と高い栽培技術を要することを踏まえ、

- ① 国内における新たな採種地確保に向けた現地調査
- ② 効率的な**種子生産・保管技術**等の**開発・導入に向けた実証** を支援します。

<事業の流れ>

民間団体等

く事業イメージ>

採種地調査

新たな採種地の開拓に向け、種子生産に必要な栽培環境等の調査、栽培適正試験、栽培実証等を国内外で実施。

調査項目 (例)

- 採種地への輸送アクセス
- 栽培インフラ
- 交雑防止の環境
- 栽培·採種技術
- 気候条件
- 人件費、最低受託而積



対象品目

指定野菜:国民消費生活上重要な野菜(キャベツ、ダイコン、ニンジン等14品目)

特定野菜:指定野菜に準ずる重要な野菜(カブ、ゴボウ、ニラ等35品目)

国内の効率的な採種技術の開発・実証

- ・効率的な種子生産・保管技術や新たな品目・品種の導入実証
- ・新規で種子生産に取り組む生産者への 研修



適地の少ない国内採種には工夫が必要

世界各地に分散した生産によりリスクを回避するとともに、国内の種子生産基盤を維持し、生産・供給構造を強靱化

[お問い合わせ先]輸出・国際局知的財産課(03-6738-6443)31

定額、1/2以內

5.輸出証明書発行

輸出証明書発行、区域指定、施設認定の手続の一本化



- ・ これまで農林水産省、厚生労働省、国税庁、都道府県等がそれぞれ通知に基づいて行っていた、輸出に必要な① 輸出証明書発行、②生産区域指定、③加工施設認定を法定化(輸出促進法第15条~第17条)。
- ・ 国・品目別に定められていた約180の輸出証明書発行、施設認定等の手続を輸出促進法に基づく手続規程として 分かりやすく一本化し、ホームページに公表することにより利便性向上。

これまで

厚生労働省、農林水産省、国税庁がそれぞれ通知に基づいて実施。

厚生労働省所管 110本

農林水産省所管 43本

国税庁所管 1本

農林水産省·厚生労働省共管 22本

合計 176本

輸出先国	対象産品	輸出先国	対象産品	輸出先国	対象産品
#肉、家きん肉、食肉 製品、乳製品 家きん卵及び卵製品、 モU等 ケーシング ゼラチン・コラーゲン、 水産物 ペットフード]	牛肉、豚肉、家きん肉	ミャンマー	牛肉
	シンガポール	¦食肉製品、家きん卵 ¦製品 ¦水産物(ふぐ)	メキシコ	¦牛肉、水産物	
			ロシア	牛肉、水産物	
		タイ	 牛肉、豚肉、青果物 	韓国	家きん卵、畜産加工品、水産物
米国	牛肉、水産物	ナイジェリア	! 水産物		1
アラブ首 長 国連邦	· - - - - - - - - - - - - - - - - - - -		: 牛肉、水産物(二枚 ! 貝)	 香港	牛肉、豚肉、家きん肉 乳及び乳製品、 家きん卵及び卵製品
アルゼンチン	 牛肉 	Γ'			アイスクリーム類等 、水産物、モクズガニ
インド	水産物、養殖水産動 物用飼料	フィリピン	 牛肉		牛肉、家きん卵及び卵 製品 乳及び乳製品、食肉 製品、水産物(貝 類)
インドネシア	; ¦ 牛肉、水産物 !	ブラジル	 牛肉 ! 水産物	台湾	
ウクライナ	水産物	33270	飲料・酢		1
ウルグアイ	牛肉	ベトナム	 牛肉、豚肉、家きん肉	中国	i 乳及び乳製品、水産 物、錦鯉
オーストラリア	 牛肉、水産物、養殖 等用飼料	-174	i 水産物 	-	 錦鯉(中国を除く) まぐろ類、めろ
カタール	· 牛肉	マカオ	¦ 牛肉、豚肉、家きん肉 	各国共通	」 & くうぬ、めう 原発事故関連証明書 自由販売証明書、酒
カナダ	牛肉、水生動物	マレーシア	- 牛肉、水産物 -		類、水産動物等

整理・統合

法施行後

輸出促進法に基づく手続規程に

一本化。

一元的な輸出証明書発給システムの整備・証明書受取場所の拡大

- <u>_</u>8
- ・ 輸出促進法第15条に基づく輸出証明書の申請・発給をワンストップで行えるオンラインシステムを以下のスケジュールで整備。
- 2020年4月 農林水産省所管の原発事故関連証明書に加え、自由販売証明書を追加
- 2021年4月 国税庁所管の酒類に関する原発事故関連証明書、ブラジル向け酒類に関する原産地証明書等を追加
- 2022年4月 農林水産省及び厚生労働省所管の衛生証明書、漁獲証明書等を追加し、原則全ての種類の輸出証明書のシステム運用を整備
- ・ 2021年4月から空港に証明書受取窓口を設置し、一部の輸出証明書について、受取場所を拡大。

輸出証明書発給システムの整備 審查•発給 農林水産省 原発事故関連証明書 自由販売証明書 【2020年4月に追加】 衛生証明書、漁獲証明書 等 【2022年4月に追加】 国税庁 交付 原発事故関連証明書 申請 オンライン 事業者 事業者 ブラジル向け酒類に関する原産地 申請窓口 証明書 等 【2021年4月に追加】 厚生労働省 衛生証明書 等 【2022年4月に追加】 都道府県等 原発事故関連証明書 衛牛証明書 等 【2022年4月に追加】

輸出証明書受取場所の拡大

事業者が輸出する際、輸出証明書をスムーズに受け取ることができるよう交付場所を拡大する必要。



- ・羽田空港での受取
 - 「羽田空港貨物合同庁舎」に証明書受取窓口を設置し、一部の証明書を受け取ることが可能【2021年4月~】
- ・成田空港での受取 成田空港内で一部の証明書を受け取ることができる体制を整備【2022年7月~】

引き続き、地方自治体などにも証明書受取場所を拡大できるように推進。